



23食農審第29号

平成23年8月5日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長



答 申

平成23年5月25日付け23消安1137号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

なお、政府は、改正後の飼養衛生管理基準の施行に当たっては、都道府県及び関係団体の協力を得て、その内容を家畜の所有者等に対して十分に周知されたい。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針については、別紙1のとおり制定することが適当である。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針については、別紙2のとおり制定することが適当である。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）については、別紙3のとおり変更することが適当である。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針については、別紙4のとおり制定することが適当である。

5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）については、別紙5のとおり変更することが適当である。

6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条）については、別紙6のとおり改正することが適当である。